

ID: 136

担当部署: 商工観光課

処分の概要	売買の差止め等		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第31条		
例規番号	昭和49年規則第19号		
【基準】 第31条の規定による。 (売買取引の制限) 第31条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の1に該当するときは、町長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。 (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。 (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日